

令和 2 年 10 月 13 日

各 位

備前市長 田原 隆雄  
( 公 印 省 略 )

備前市発注工事で使用する砕石ダストの取り扱いについて (依頼)

平素は備前市土木行政に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標題の件につきまして、公共工事で使用する資材の品質確保の観点から下記のとおり取り扱いをして頂きたいのでお願い申し上げます。

記

1. 砕石ダストの取り扱いについて

砕石ダストを備前市発注工事に納品される場合については、道路用砕石 JIS A 5001 に規定されている「スクリーニングス F-2.5」に適合するものを納品してください。また、骨材試験をされる際は、製品名称を「スクリーニングス」としてください。

2. スクリーニングスを使用する範囲について

この通知に係るスクリーニングスの使用用途は上下水管路及び土木工事の管路等の基礎砂、保護砂を主な用途として考えています。その他の構造物等や資材の混合物として使用する砂については、それぞれの目的に適した砂の使用をお願いします。

3. 適用時期

令和 3 年 4 月 1 日以降の納入資材より適用。